



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部

広報委員 森崎俊輝

社会保険に関わる「壁」

所得税がかからない範囲は「年収160万円以下」となりましたが、社会保険料の支払いについては「106万円の壁」と「130万円の壁」があります。

勤務先の規模による「106万円の壁」

勤務先の従業員数（厚生年金保険の被保険者数）が51人以上で、かつ下記の条件を全て満たすと健康保険や厚生年金保険を支払うことになります。

- 月額賃金が8万8,000円以上（年収換算で105万6,000円以上。残業代・賞与・通勤手当・臨時の手当は原則含まない）
- 週の勤務時間が20時間以上30時間未満（残業時間は原則含まない）
- 2カ月を超えて働く予定がある
- 学生ではない（休学中、定時制、通信制の人を除く）

扶養から外れる「130万円の壁」

夫の扶養に入っている妻の年収が130万円以上になると、妻の勤務先の規模や労働時間等にかかわらず、原則として扶養から外れ、妻自身で国民健康保険・国民年金の保険料を支払うことになります。

社会保険料の
試算をするなら



厚生労働省
「社会保険適用拡大特設サイト」

参考文献：「事務所通信2025年11月号」（TKC出版）

